

平成28年度
地方自治体紙リサイクル施策調査
報告書

平成29年3月

公益財団法人 古紙再生促進センター

は じ め に

回収された古紙はそのほとんどが製紙原料として利用され、平成27年度における古紙の回収率は81.3%、利用率は64.3%と世界的にみても高水準にあります。しかしながら、資源リサイクルについては地球的規模での環境問題や増加する廃棄物対策等から、より一層注目され、その更なる推進を図ることが社会的要請となっています。

このような観点から官民一体となって紙のリサイクルの推進に取り組んでいるところです。今後の施策を検討いただく上での参考に資するため、すべての市区町村における紙リサイクルに関する施策の実施状況等を継続的に把握することを目的に本調査を実施したものです。

この報告書は地方自治体の回答内容を集計・分析して取りまとめたものであり、紙リサイクルに関する施策の参考にいただければ幸いです。

最後に、今回の調査を実施するに当たり、ご協力いただいた市区町村の関係各位に厚く御礼申し上げる次第です。

公益財団法人 古紙再生促進センター

(この報告書の用紙は古紙を利用しています。)

目 次

1 本 編

要約	1
----------	---

第 1 章 調査の概要

(1) 調査の目的	2
(2) 調査票の構成	2
(3) 調査対象	2
(4) 調査の実施期間	2
(5) 調査方法	2
(6) 回収結果	2
(7) 回答自治体の構成	2
(8) 報告書の見方	3

第 2 章 調査結果

(1) 古紙の回収量について	
①古紙回収の有無	4
②古紙回収量	5
(2) 古紙の収集運搬について	
①行政回収(収集運搬業務)の方法	7
②古紙の収集運搬業務先(直営)	9
③古紙の収集運搬業務先(委託・その他)	10
④古紙の売却先	12
⑤古紙の引き渡しの状態	14
(3) 古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)について	
①古紙に混ぜてはいけないものの情報の入手先	16
②古紙に混ぜてはいけないものの掲載有無	19
③昇華転写紙・感熱性発泡紙の掲載有無	21
④昇華転写紙を掲載していない理由	23
⑤感熱性発泡紙を掲載していない理由	25

2 資料編

調査票	28
-----------	----

1 本 編

要 約

(1) 調査項目について

調査項目は、大きく 3 つに分かれている。1 つ目の古紙の回収量については、古紙回収量の経年変化を把握することを目的に設問を設けた。2 つ目の古紙の収集運搬については、行政回収形態(直営・委託)、古紙の収集運搬先・売却先等を把握することを目的に設問を設けた。3 つ目の古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)については、自治体の古紙に混ぜてはいけないものに関する情報入手先や製紙・古紙業界において品質トラブルの原因として問題になっている昇華転写紙、感熱性発泡紙の一般市民への周知状況を把握することを目的に設問を設けた。

(2) 古紙の回収量について

平成 27 年度の一人あたり古紙回収量は、28.3kg/人・年であった。平成 24 年度は 30.9kg/人・年、平成 21 年度は 31.3 kg/人・年であることから、減少傾向で推移している。

古紙の種類別回収量では、新聞(11.7kg/人・年)が最も多く、次いで雑誌(7.4kg/人・年)、段ボール(7.2kg/人・年)の順であった。平成 24 年度と比較すると、すべての種類で減少し、段ボールの減少割合は小さかったが、新聞、雑誌は大きかった。

(3) 古紙の収集運搬について

行政回収を委託にて行っている割合は 8 割以上あり、それらの自治体の古紙の収集運搬業務先として、「許可業者(一般廃棄物収集運搬業者)」が最も多く、次いで「資源回収業者」であった。

また、古紙の売却先としては、「古紙業者(古紙問屋)」が最も多く、次いで「資源回収業者」であった。

(4) 古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)について

古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)の情報入手先として、「古紙の売却先の業者」が最も多く、次いで「古紙の収集運搬の委託業者」であった。それらを業種別にみると、主に「一般廃棄物処理業者」、「古紙業者(古紙問屋)」、「資源回収業者」となった。自治体の禁忌品情報入手先が 1 つの業種に限られていないことから、自治体へ統一した情報を発信するためには、業種間での情報の共有化が必要であることがわかった。

住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」(冊子・チラシ)やホームページに、古紙に混ぜてはいけないものとして昇華転写紙(アイロンプリント紙)と感熱性発泡紙のどちらも掲載していない割合は 5 割以上あり、掲載していない理由は、「一般の家庭からはあまり排出されないと思うため」が最も多く、次いで「昇華転写紙、感熱性発泡紙という言葉聞いたことがないため」の順となった。

～昇華転写紙(アイロンプリント紙)・感熱性発泡紙について～

昇華転写紙は昇華型の分散染料を含有したインクで印刷された紙であり、これが古紙に混入するとシミなどの品質トラブルが発生する。雑誌の付録や手芸用の商品、カバンや靴の詰物(使用済み昇華転写紙)として一般の家庭からも排出されることがある。

また、感熱性発泡紙は紙の上に熱膨張性マイクロカプセルを塗布した紙であり、これが古紙に混入すると凸凹などの品質トラブルが発生する。主に視覚障害者用の点字印刷物に使用されているため、点字印刷物を使用している家庭から排出されることがある。

第1章 調査の概要

(1) 調査の目的

地方自治体の紙リサイクル施策に関する状況を継続的に把握することを目的としている。

(2) 調査票の構成

調査票の構成(内容)は、以下のとおりである。

- 1) 古紙の回収量について
- 2) 古紙の収集運搬について
- 3) 古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)について

(3) 調査対象

東京 23 区及び市町村合計 1,741 自治体

(4) 調査の実施期間

平成 28 年 8 月 10 日(水)～9 月 26 日(月)

(5) 調査方法

調査票・回答用紙を各自治体に郵送（当センターホームページからも取得可能）。

回答は、同封した返信用封筒にて返送、あるいは電子メールで送信。

(6) 回収結果

回収結果は、表 1 のとおりである。

表 1 回収結果

区分	発送数	回収数	回収率 (%)
市区町村	1,741	1,256	72.1

*市区町村の世帯カバー率は 89.9%。

世帯カバー率とは、回答のあった自治体の世帯数合計が日本の総世帯数に占める割合を百分率で表した値。

(7) 回答自治体の構成

1) 人口規模

回答のあった市区町村の人口規模別構成は、表 2 のとおりである。本報告書では、この区分を使用した。

表 2 人口規模区分と構成比

人口規模区分	市区町村 (N)	構成比 (%)
70 万人以上	23	1.8
20 万人以上 70 万人未満	103	8.2
10 万人以上 20 万人未満	140	11.1
5 万人以上 10 万人未満	215	17.1
1 万人以上 5 万人未満	498	39.6
1 万人未満	277	22.1
合計	1,256	100.0

2) 地域

回答のあった市区町村の地域別構成は、表 3 のとおりである。本報告書では、この区分を使用した。

表 3 地域区分と構成比

地域区分	市区町村 (N)	構成比 (%)	都道府県
北海道	116	9.2	北海道
東北	150	11.9	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	276	22.0	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県
中部	239	19.0	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	145	11.5	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	85	6.8	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	62	4.9	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	158	12.6	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	25	2.0	沖縄県
合計	1,256	100.0	—

(8) 報告書の見方

- 1) 集計結果は、回答自治体の件数の割合を表した「自治体数割合」及び世帯数の割合を表した「世帯数割合」を掲載した。図表中の「N」は回答自治体数、「世帯数」は回答自治体内の世帯総数を表す。
- 2) 回答が 2 つ以上ありうる複数回答は、比率の合計が 100.0%を超える場合がある。
- 3) グラフの構成比率合計は、四捨五入により 100.0%とならない場合がある。
- 4) 属性別(クロス)集計のグラフでは、5.0%以下を非表示とした。
- 5) 報告書に掲載していない属性別の結果や各選択肢の回答件数等のデータを閲覧希望の方は、古紙再生促進センター業務部業務課(TEL : 03-3537-6822)までご連絡下さい。
- 6) 本報告書は地方自治体を対象に行ったアンケート調査結果であり、地方自治体の紙リサイクル施策に関する指標の一つである。

第2章 調査結果

(1) 古紙の回収量について

①古紙回収の有無

問1 貴自治体では、古紙を資源物として「行政回収」や「集団回収」、「拠点回収・中間処理施設で選別」などにより回収していますか。該当する番号を 1つ 選んでください。

(注1) 行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担（直営または委託）で回収する方法。

(注2) 集団回収：地域の団体（自治会、PTA など）が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

(注3) 拠点回収・中間処理施設で選別：

公共施設やリサイクルセンター等に回収ボックスを常設し、住民が排出した古紙を回収する方法。

また、廃棄物として排出されたものの中からリサイクル可能な紙類を中間処理施設等で選別して回収する方法。

行政回収や集団回収などにより古紙を回収している割合は 98.7%であった。

世帯数割合では、「回収している」は 99.9%であった。

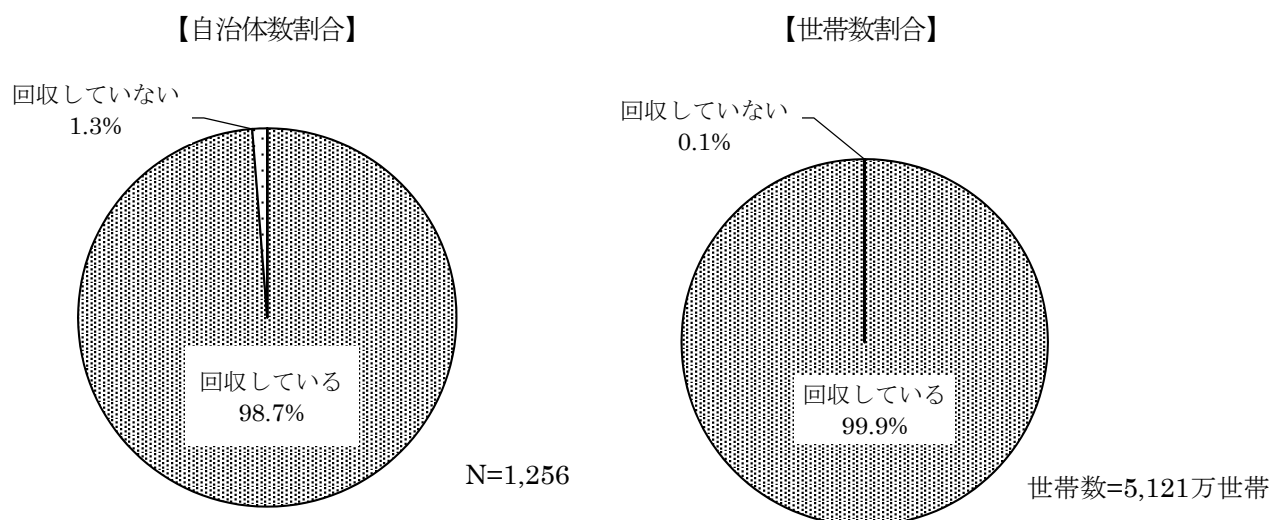


図 1 古紙回収の有無

②古紙回収量

問2 平成27年度に回収された古紙の回収量を記入してください。

平成27年度に自治体が発行しているすべての回収方法により集められた古紙の年間回収量について、1,208自治体から回答があった。このデータを使用して、それぞれの自治体の人口一人あたりの回収量(原単位)を算出し、平均値を算出すると28.3kg/人・年であった。平成24年度は30.9kg/人・年、平成21年度は31.3kg/人・年であることから、減少傾向で推移している。

表4 一人あたりの古紙回収量

合計	平成27年度		平成24年度		平成21年度	
	N	kg/人・年	N	kg/人・年	N	kg/人・年
	1,208	28.3	1,409	30.9	1,241	31.3

表5 属性別の一人あたりの古紙回収量

【属性別の傾向】

属性別に平成27年度一人あたりの古紙回収量をみると、市区町村別では、「村」(28.9kg/人・年)、「市・区」(28.6kg/人・年)、「町」(27.6kg/人・年)の順で多かった。

平成24年度と比較すると、「市・区」、「町」、「村」のすべてで減少し、「市・区」の減少割合が大きかった。

人口規模別では、「70万人以上」(31.8kg/人・年)で最も多く、「1万人以上」(26.0kg/人・年)で最も少なかった。

平成24年度と比較すると、すべての人口規模で減少し、「10万人以上」が最も減少割合が大きかった。

地域別では、「北海道」(40.8kg/人・年)が最も多く、次いで「関東」(31.4kg/人・年)、「中部」(31.1kg/人・年)の順であった。また、「沖縄」(12.5kg/人・年)が最も少なく、次いで「九州」(18.6kg/人・年)、「東北」(22.4kg/人・年)の順であった。

平成24年度と比較すると、「北海道」は横ばい、その他の地域では減少し、「九州」が最も減少割合が大きかった。

＜市区町村別回収量＞

市区町村別	平成27年度(a)		平成24年度(b)		(a)/(b)
	N	kg/人・年	N	kg/人・年	%
市・区	664	28.6	720	32.2	88.8
町	455	27.6	563	29.4	93.9
村	89	28.9	126	30.2	95.7

＜人口規模別回収量＞

人口規模別	平成27年度(a)		平成24年度(b)		(a)/(b)
	N	kg/人・年	N	kg/人・年	%
70万人以上	23	31.8	20	32.7	97.2
20万人以上	103	30.9	107	34.8	88.8
10万人以上	139	31.0	145	35.4	87.6
5万人以上	209	28.0	235	31.0	90.3
1万人以上	480	26.0	576	28.7	90.6
1万人未満	254	29.9	326	31.3	95.5

＜地域別回収量＞

地域別	平成27年度(a)		平成24年度(b)		(a)/(b)
	N	kg/人・年	N	kg/人・年	%
北海道	110	40.8	141	40.8	100.0
東北	143	22.4	178	24.8	90.3
関東	267	31.4	290	34.2	91.8
中部	236	31.1	274	35.5	87.6
近畿	143	29.9	163	31.0	96.5
中国	83	25.1	85	29.0	86.6
四国	60	23.4	76	26.8	87.3
九州	145	18.6	178	21.5	86.5
沖縄	21	12.5	24	14.1	88.7

【属性別の傾向】

種類別では、「新聞」(11.7kg/人・年)が最も多く、次いで「雑誌」(7.4kg/人・年)、「段ボール」(7.2kg/人・年)の順であった。

平成24年度と比較すると、すべての種類で減少した。回収量の多い新聞、段ボール、雑誌をみると、「段ボール」が最も減少割合が小さく、次いで「新聞」、「雑誌」の順であった。

なお、平成24年度の「その他」の回収量は、種類が無記入の古紙も集計の対象としたため、平成27年度と比較して多くなっている。

回収方法別では、「行政回収」(18.7kg)が最も多く、「集団回収」(17.0kg)よりも多かった。

備考

- ・古紙回収量や種類が無記入、あるいは紙以外の資源物との混合量が記入されている場合は、集計の対象外とした。
- ・複数の種類を混合した合計量が記入されている場合は、回収している種類の古紙に一定の割合をかけて按分し、推計値を算出した。

<種類別回収量>

種類別	平成27年度(a)		平成24年度(b)		(a)/(b)
	N	kg/人・年	N	kg/人・年	%
新聞	1,188	11.7	1,395	13.2	88.6
段ボール	1,198	7.2	1,403	7.3	98.6
雑誌	1,194	7.4	1,366	8.5	87.1
雑がみ	917	2.6	848	2.9	89.7
紙パック	1,037	0.2	1,041	0.3	66.7
紙製容器包装	147	2.2	136	3.0	73.3
その他	14	0.7	31	5.5	12.7

<回収方法別回収量>

回収方法別	平成27年度	
	N	kg/人・年
行政回収	1,035	18.7
集団回収	782	17.0
拠点回収・中間処理施設で選別	288	4.6

(2) 古紙の収集運搬について

①行政回収（収集運搬業務）の方法

問3 古紙の行政回収（収集運搬業務）について、該当する番号を 1 つ選んでください。

(注) 複数の方法で行っている場合は、収集量の多い方を選んでください。

行政回収により古紙を回収している 1,105 自治体のうち、委託にて行っている割合は 83.4%、直営にて行っている割合は 12.4%、その他にて行っている割合は 2.7%であった。

世帯数割合では、自治体数割合に比べて、「直営」が高くなり、「委託」が低くなった。

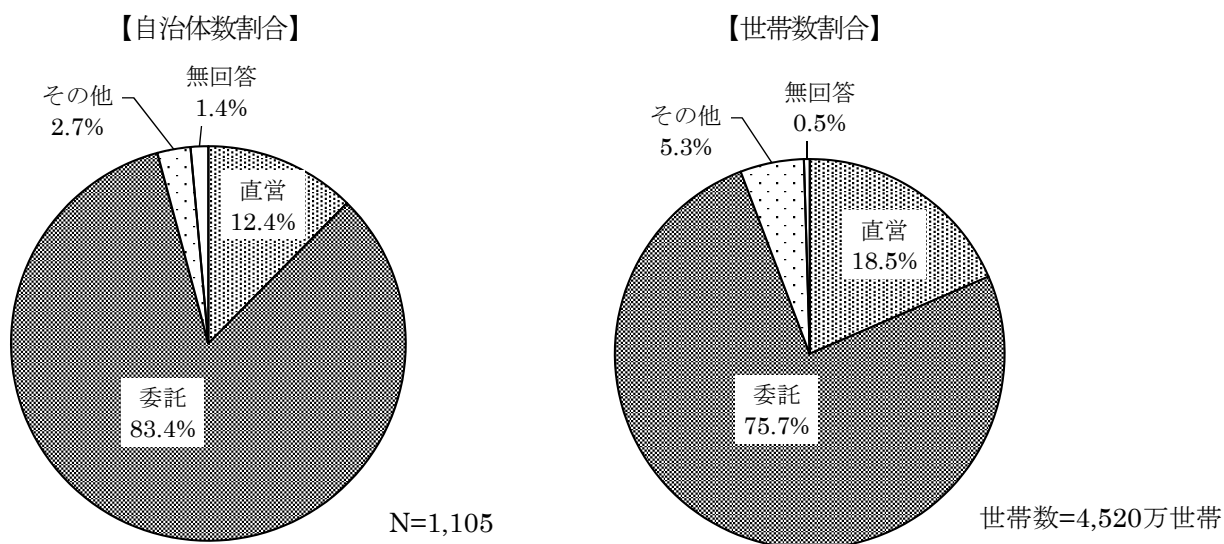


図2 行政回収（収集運搬業務）の方法

【「その他」の主な記述内容】

- 直営と委託：9件
- 資源回収業者（組合）等と協定を結んで行っている：9件

【属性別の傾向】

属性別に古紙の行政回収（収集運搬業務）の方法についてみると、「委託にて行っている」の割合は、人口規模別では「10万人以上」（91.3%）、「5万人以上」（85.3%）、「1万人以上」（85.2%）の順で高く、地域別では「東北」（90.6%）、「関東」（88.2%）、「九州」（87.7%）の順で高かった。

また、「近畿」、「四国」は、他の地域に比べて直営にて行っている割合が高かった。

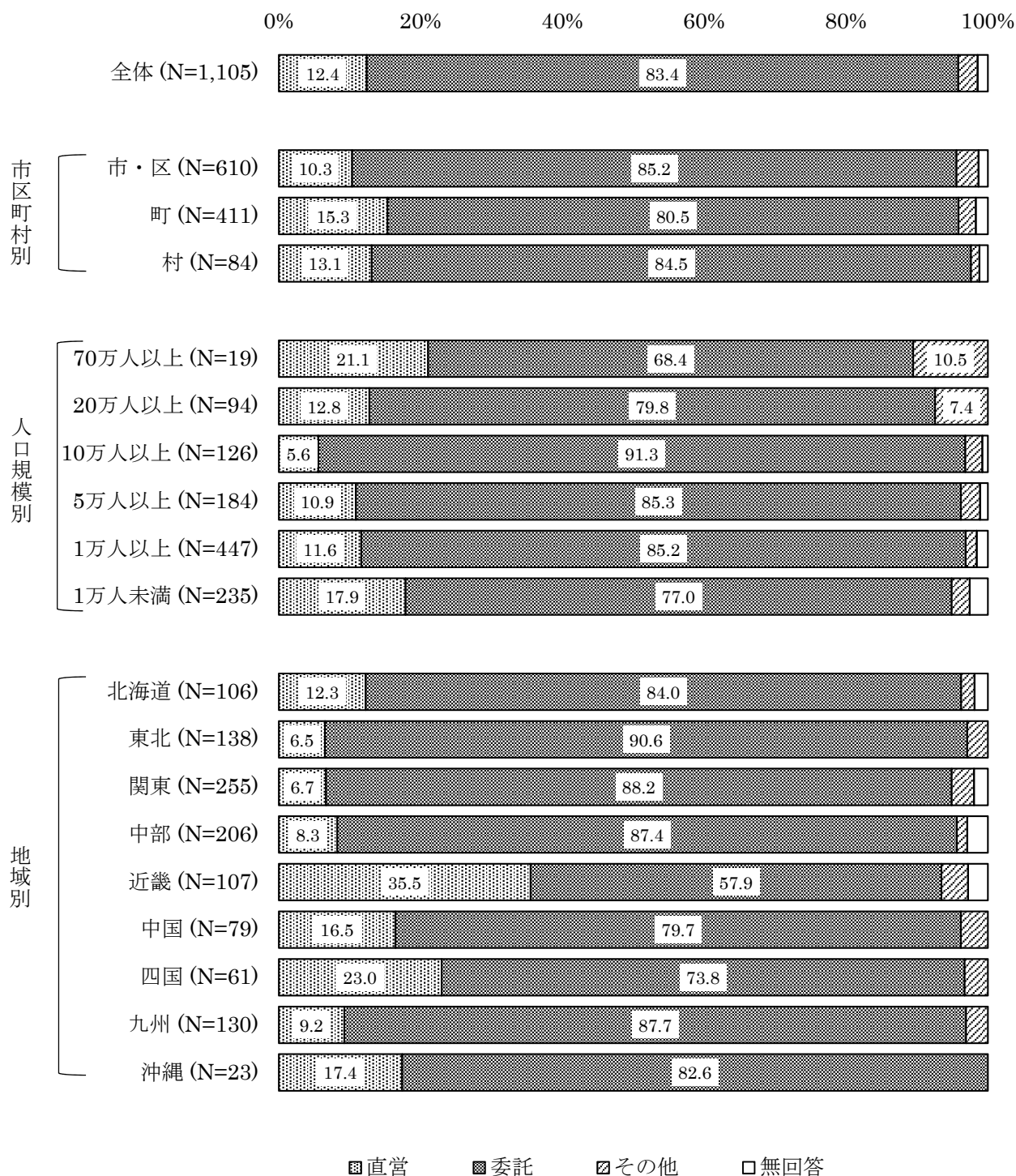


図 3 属性別の古紙の行政回収（収集運搬業務）の方法

②古紙の収集運搬業務先（直営）

問4 問3で「1 直営」を選択した自治体にお伺いします。古紙の収集運搬業務先について、該当する番号を 1つ 選んでください。

直営にて行政回収を行っている 137 自治体のうち、古紙の収集運搬先として、「清掃事務所」と回答した割合は 50.4%で最も高く、次いで「一部事務組合」(30.7%)、「その他」(14.6%)の順となった。

世帯数割合では、「清掃事務所」が 90.2%で、自治体数割合よりも高くなった。

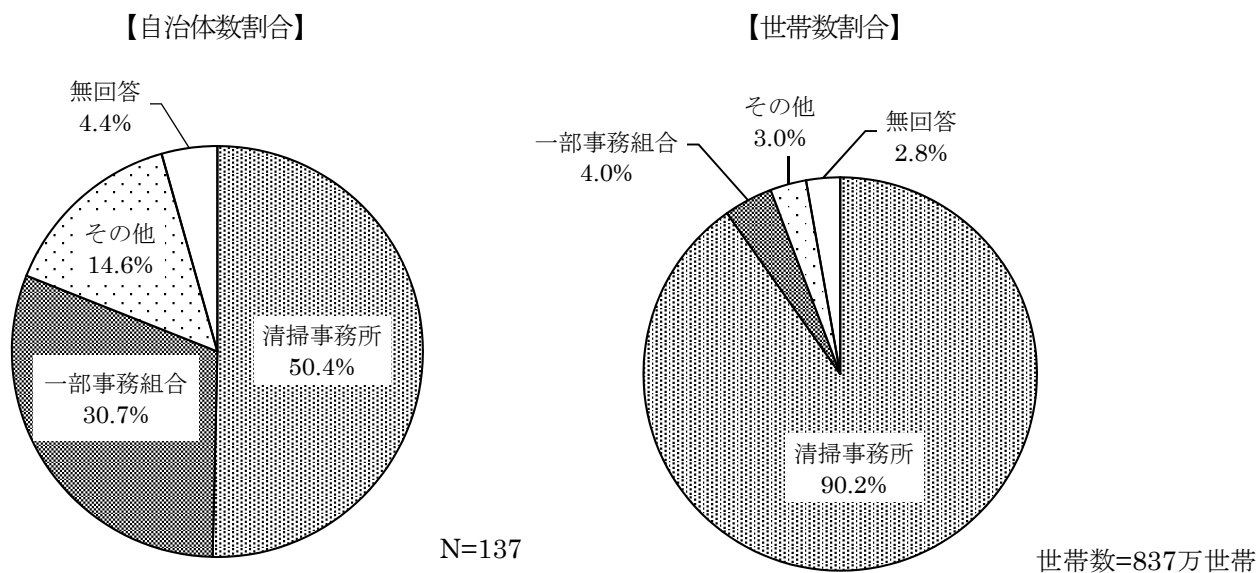


図 4 古紙の収集運搬業務先（直営）

【「その他」の主な記述内容】

- 役所職員（臨時職員を含む）：11 件

③古紙の収集運搬業務先（委託・その他）

問5 問3で「2 委託」または「3 その他」を選択した自治体にお伺いします。古紙の収集運搬業務先について、該当する番号をすべて選んでください。

行政回収を委託またはその他にて行っていると回答した 952 自治体のうち、古紙の収集運搬業務先として、「許可業者(一般廃棄物収集運搬業者)」が 68.7%で最も高く、次いで「資源回収業者」(18.2%)、「資源回収協同組合」(13.9%)の順となった。

世帯数割合でも「許可業者(一般廃棄物収集運搬業者)」(59.6%)が最も高かったが、次いで「資源回収協同組合」(34.2%)の順となった。

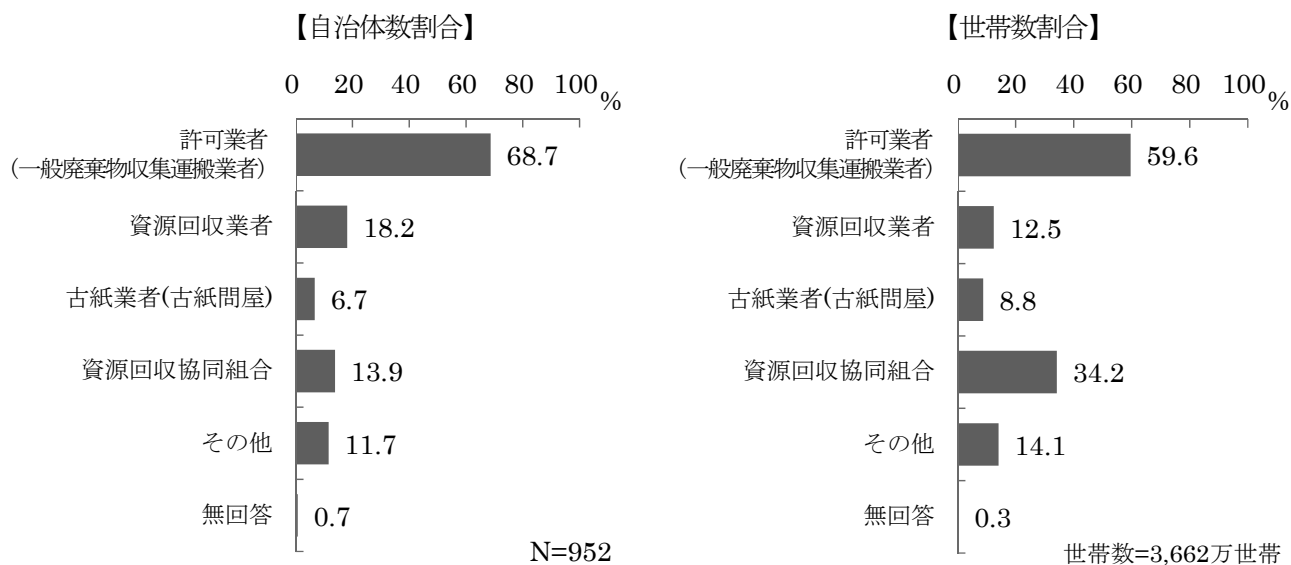


図5 古紙の収集運搬業務先（委託・その他）

【「その他」の主な記述内容】

- 委託業者：49 件
- 協同組合・協力会等：18 件
- シルバー人材センター：10 件

【属性別の傾向】

属性別に行政回収を委託またはその他に行っている自治体の古紙の収集運搬業務先についてみると、「許可業者（一般廃棄物収集運搬業者）」の割合は、市区町村別では「村」（73.6%）、「町」（72.7%）、「市・区」（65.5%）の順で高く、地域別では「北海道」（80.2%）、「東北」（76.0%）の順で高かった。

「資源回収協同組合」の割合は、市区町村別では「市・区」（21.3%）が高く、人口規模別では「20 万人以上」（48.8%）、「70 万人以上」（46.7%）の順で高かった。

表 6 属性別の古紙の収集運搬業務先 （%）

属性		件数 (N)	許可業者 （一般廃棄物 収集運搬業者）	資源 回収業者	古紙業者 （古紙問屋）	資源 回収協同 組合	その他	無 回 答
全体		952	68.7	18.2	6.7	13.9	11.7	0.7
市区町村別	市・区	539	65.5	16.9	6.9	21.3	13.7	0.6
	町	341	72.7	19.1	5.9	4.7	9.7	0.9
	村	72	73.6	23.6	9.7	1.4	5.6	1.4
人口規模別	70 万人以上	15	60.0	6.7	6.7	46.7	13.3	0.0
	20 万人以上	82	46.3	6.1	12.2	48.8	14.6	0.0
	10 万人以上	118	65.3	16.1	6.8	25.4	19.5	0.8
	5 万人以上	162	66.7	21.6	7.4	16.0	12.3	0.6
	1 万人以上	388	72.4	18.3	5.2	6.4	11.3	0.8
	1 万人未満	187	75.4	22.5	7.0	2.1	5.3	1.1
地域別	北海道	91	80.2	19.8	2.2	7.7	7.7	1.1
	東北	129	76.0	19.4	6.2	10.1	7.0	0.0
	関東	233	61.4	15.0	6.4	27.9	14.6	1.3
	中部	183	71.6	20.2	12.0	12.6	8.2	0.0
	近畿	66	54.5	18.2	9.1	7.6	18.2	1.5
	中国	66	71.2	16.7	1.5	16.7	13.6	0.0
	四国	47	70.2	19.1	8.5	2.1	10.6	0.0
	九州	118	72.9	19.5	5.1	5.1	11.0	0.8
	沖縄	19	36.8	15.8	0.0	5.3	36.8	5.3

④古紙の売却先

問6 古紙の売却先について、該当する番号をすべて選んでください。

古紙の売却先として、「古紙業者(古紙問屋)」が40.7%で最も高く、次いで「資源回収業者」(35.9%)、「一般廃棄物処理業者」(15.7%)の順となった。

世帯数割合では、「古紙業者(古紙問屋)」の割合が55.0%で最も高く、次いで「資源回収協同組合」(20.6%)、「資源回収業者」(17.2%)の順となった。

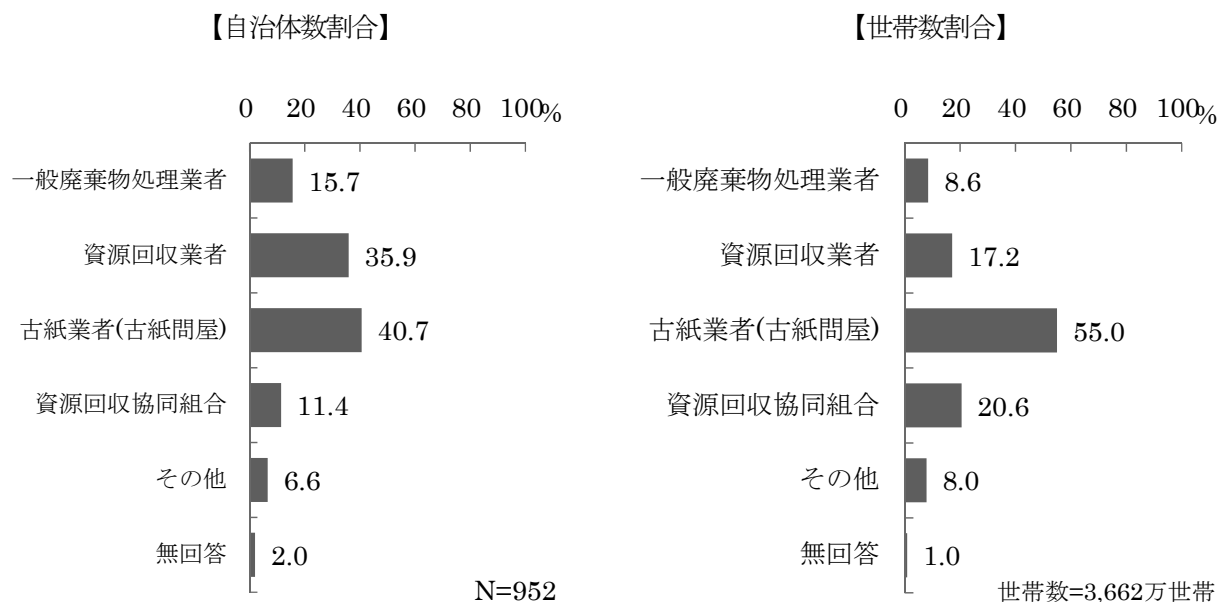


図6 古紙の売却先

【「その他」の主な記述内容】

- 一部事務組合に任せているため不明：11件
- 製紙会社：10件
- 売却していない：9件

【属性別の傾向】

属性別に古紙の売却先についてみると、「古紙業者(古紙問屋)」の割合は、市区町村別では「市・区」(47.3%)、「町」(32.6%)、「村」(29.2%)の順で高く、地域別では「沖縄」(63.2%)、「関東」(58.8%)の順で高かった。

資源回収業者の割合は、人口規模別では規模が小さくなるほど高く、地域別では「北海道」(54.9%)、「九州」(50.8%)の順で高かった。

表 7 属性別の古紙の売却先 (％)

属性		件数 (N)	処理業者 一般廃棄物	資源回収業者	古紙業者 (古紙問屋)	同組合 資源回収協	その他	無回答
全体		952	15.7	35.9	40.7	11.4	6.6	2.0
市区町村別	市・区	539	12.8	32.3	47.3	14.8	6.3	0.9
	町	341	17.0	42.2	32.6	7.3	6.7	3.5
	村	72	30.6	33.3	29.2	5.6	8.3	2.8
人口規模別	70 万人以上	15	6.7	0.0	60.0	20.0	13.3	0.0
	20 万人以上	82	2.4	7.3	63.4	32.9	3.7	1.2
	10 万人以上	118	13.6	27.1	49.2	18.6	9.3	0.8
	5 万人以上	162	10.5	38.9	49.4	8.0	6.8	0.6
	1 万人以上	388	19.3	41.0	35.6	8.5	5.7	2.3
	1 万人未満	187	20.3	43.9	26.7	5.9	7.5	3.7
地域別	北海道	91	9.9	54.9	26.4	6.6	8.8	2.2
	東北	129	13.2	43.4	32.6	15.5	5.4	2.3
	関東	233	11.2	15.9	58.8	18.0	6.4	1.3
	中部	183	26.8	29.5	42.1	7.1	7.1	1.1
	近畿	66	13.6	42.4	43.9	3.0	4.5	1.5
	中国	66	12.1	48.5	22.7	25.8	4.5	3.0
	四国	47	12.8	40.4	46.8	2.1	4.3	4.3
	九州	118	21.2	50.8	24.6	6.8	10.2	2.5
	沖縄	19	0.0	31.6	63.2	0.0	0.0	5.3

⑤古紙の引き渡しの状態

問7 売却先への古紙の引き渡しの状態について、該当する番号をすべて選んでください。

売却先への古紙の引き渡しの状態について、「回収したままの状態で、引き渡ししている」の割合が73.7%で最も高かった。

世帯数割合でも「回収したままの状態で、引き渡ししている」の割合が71.9%で最も高かった。

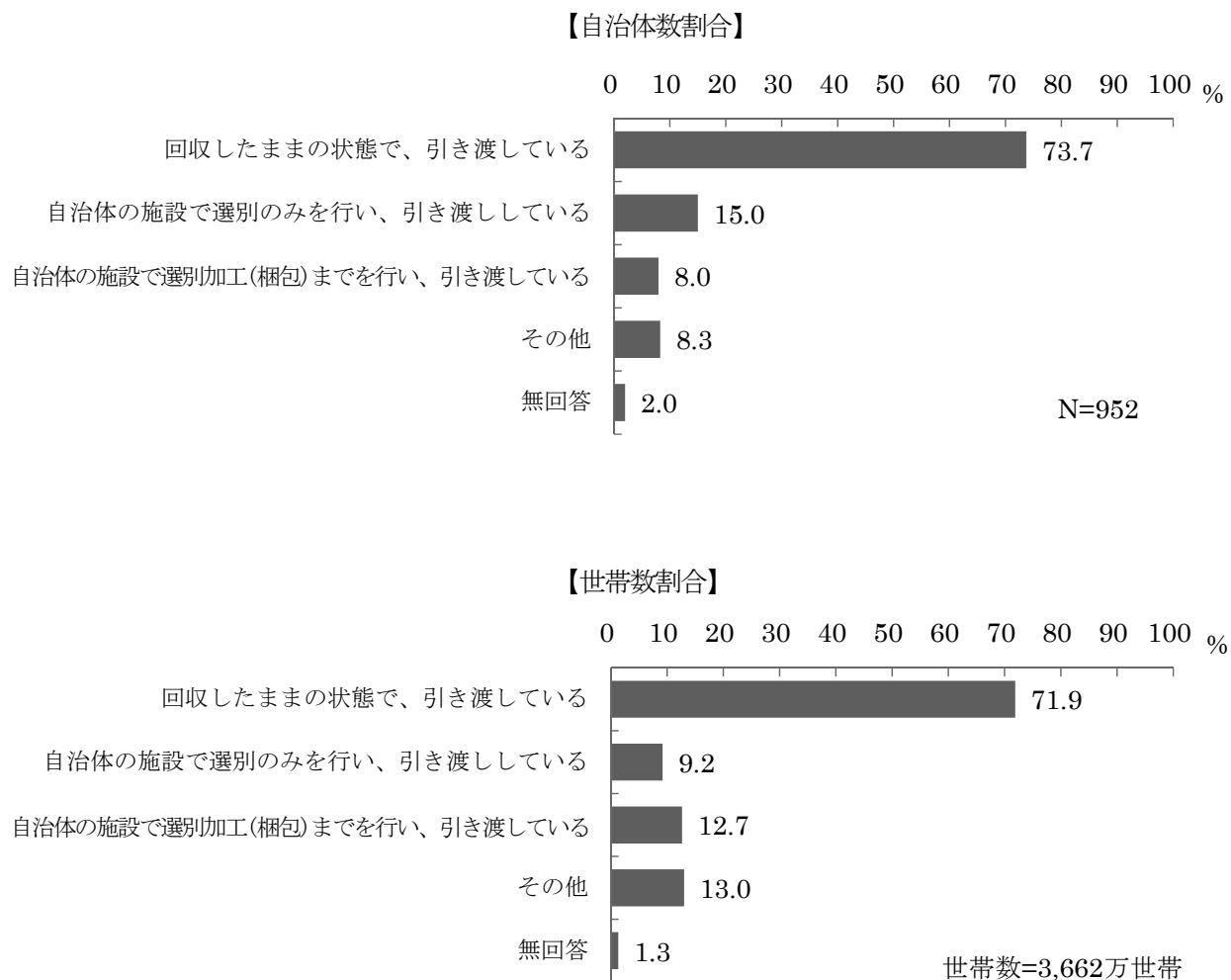


図7 古紙の引き渡しの状態

【「その他」の主な記述内容】

- 委託業者等の施設で選別加工(梱包)までを行い、引き渡ししている：24件
- 委託業者等の施設で選別のみを行い、引き渡ししている：10件
- 一部事務組合等の施設で選別加工(梱包)までを行い、引き渡ししている：4件
- 一部事務組合等の施設で選別のみを行い、引き渡ししている：3件

【属性別の傾向】

属性別に売却先への古紙の引き渡しの状態についてみると、「回収したままの状態、引き渡している」の割合は、市区町村別では「市・区」(76.8%)、「町」(70.1%)、「村」(68.1%)の順で高く、地域別では「中部」(84.7%)、「関東」(84.1%)の順で高かった。

「北海道」は他の地域に比べて、「自治体の施設で選別加工(梱包)までを行い、引き渡している」(23.1%)の割合が高かった。

表8 属性別の古紙の引き渡しの状態 (%)

属性		件数 (N)	回収したままの状態 で、引き渡している	自治体の施設で選別 のみを行い、引き渡し している	自治体の施設で選別 加工(梱包)までを行 い、引き渡している	その他	無回答
全体		952	73.7	15.0	8.0	8.3	2.0
市区町村別	市・区	539	76.8	12.1	7.8	9.5	0.9
	町	341	70.1	20.8	7.9	6.5	2.3
	村	72	68.1	9.7	9.7	8.3	8.3
人口規模別	70 万人以上	15	53.3	6.7	26.7	20.0	0.0
	20 万人以上	82	80.5	6.1	6.1	9.8	2.4
	10 万人以上	118	81.4	9.3	7.6	10.2	0.8
	5 万人以上	162	76.5	15.4	4.3	8.0	0.6
	1 万人以上	388	74.5	16.2	8.2	7.5	1.5
	1 万人未満	187	63.6	20.3	10.2	7.5	4.8
地域別	北海道	91	50.5	28.6	23.1	9.9	3.3
	東北	129	71.3	17.8	9.3	7.0	2.3
	関東	233	84.1	6.9	6.0	6.4	0.4
	中部	183	84.7	9.3	5.5	7.7	0.5
	近畿	66	77.3	22.7	4.5	6.1	1.5
	中国	66	68.2	18.2	3.0	10.6	6.1
	四国	47	63.8	23.4	4.3	6.4	4.3
	九州	118	66.9	14.4	7.6	14.4	2.5
	沖縄	19	42.1	31.6	15.8	5.3	5.3

(3) 古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）について

①古紙に混ぜてはいけないものの情報の入手先

問8 古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）の情報の入手先について、該当する番号をすべて選んでください。

古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）の情報の入手先として、「古紙の売却先の業者」が57.2%で最も高く、次いで「古紙の収集運搬の委託業者」(30.3%)の順となった。

世帯数割合では、「古紙の売却先の業者」が63.9%で最も高く、次いで「(公財)古紙再生促進センター」(32.8%)の順となった。

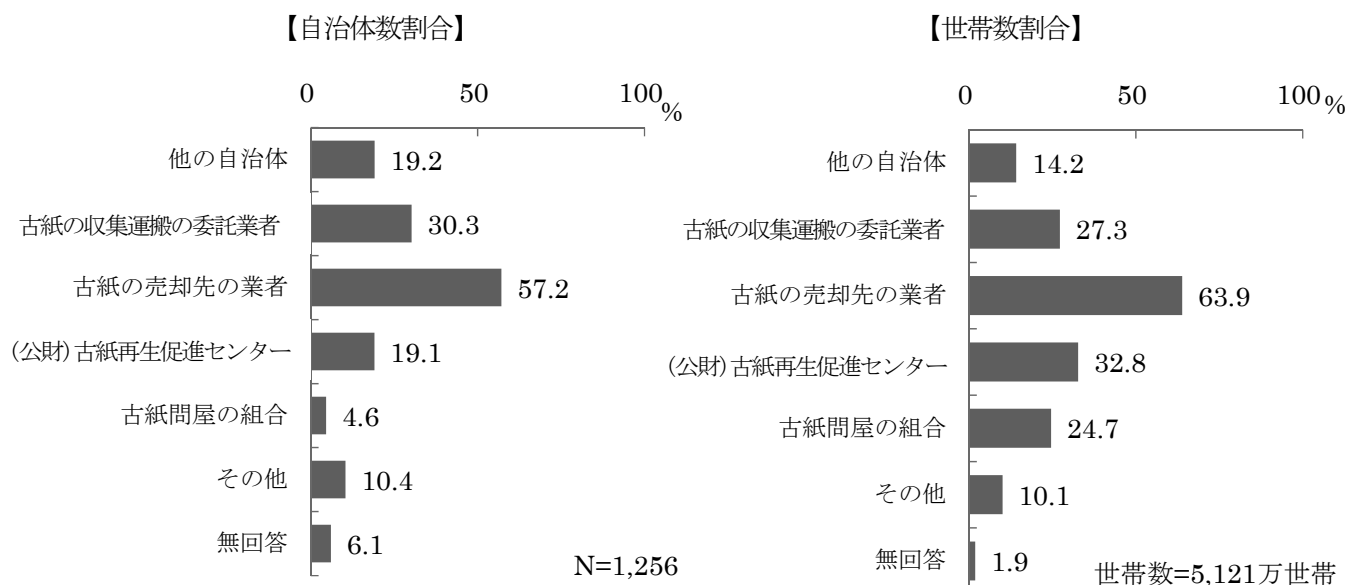


図8 古紙に混ぜてはいけないものの情報の入手先

【「その他」の主な記述内容】

- 一部事務組合：48 件
- 特になし：36 件
- Web 情報：10 件
- 資源回収組合：6 件

【属性別の傾向】

属性別に古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）の情報の入手先についてみると、「古紙の売却先の業者」の割合は、市区町村別では「市・区」（64.7%）、「町」（50.4%）、「村」（38.2%）の順で高く、地域別では「関東」（65.9%）、「中国」（62.4%）で高かった。

「(公財)古紙再生促進センター」の割合は、市区町村別では「市・区」（26.5%）が高く、地域別では「近畿」（24.8%）、「関東」（24.6%）、「中国」（23.5%）の順で高かった。

表9 属性別の古紙に混ぜてはいけないものの情報の入手先 （%）

属性		件数 (N)	他の自治体	古紙の収集運搬 の委託業者	古紙の売却先の 業者	(公財)古紙再生 促進センター	古紙問屋の組合	その他	無回答
全体		1256	19.2	30.3	57.2	19.1	4.6	10.4	6.1
市区町村別	市・区	682	16.4	30.5	64.7	26.5	7.3	8.1	3.7
	町	472	21.0	29.2	50.4	10.4	1.7	12.3	7.6
	村	102	29.4	33.3	38.2	9.8	0.0	17.6	14.7
人口規模別	70 万人以上	23	17.4	17.4	69.6	34.8	52.2	13.0	0.0
	20 万人以上	103	11.7	27.2	66.0	37.9	18.4	3.9	2.9
	10 万人以上	140	17.1	31.4	71.4	32.1	10.7	5.7	1.4
	5 万人以上	215	19.5	27.9	66.5	24.2	1.4	9.3	3.3
	1 万人以上	498	18.7	31.5	53.2	14.5	1.4	11.2	6.2
	1 万人未満	277	23.8	31.4	45.5	8.7	0.7	14.4	11.9
地域別	北海道	116	20.7	31.0	49.1	20.7	1.7	15.5	9.5
	東北	150	22.7	26.0	54.0	12.0	3.3	16.0	6.7
	関東	276	14.9	30.4	65.9	24.6	6.9	9.8	3.6
	中部	239	20.9	44.4	59.8	15.5	5.4	6.7	2.9
	近畿	145	21.4	15.9	53.1	24.8	4.8	11.7	7.6
	中国	85	22.4	28.2	62.4	23.5	3.5	4.7	8.2
	四国	62	21.0	33.9	58.1	14.5	1.6	6.5	8.1
	九州	158	14.6	27.8	48.7	15.8	5.1	11.4	7.0
	沖縄	25	24.0	12.0	48.0	12.0	0.0	12.0	16.0

【設問間の傾向】

禁忌品の情報入手先として「古紙の売却先の業者」と回答した 718 自治体のうち、古紙の売却先として、「古紙業者(古紙問屋)」を回答した割合は 36.4%で最も高く、次いで「資源回収業者」(28.1%)、「一般廃棄物処理業者」(11.8%)の順となった。

また、禁忌品の情報入手先として「古紙の収集運搬の委託業者」を回答した 329 自治体のうち、古紙の収集運搬業務先として、「許可業者(一般廃棄物収集運搬業者)」を回答した割合は 66.0%で最も高く、次いで「資源回収業者」(26.4%)、「資源回収協同組合」(18.2%)の順となった。

この結果から、自治体の禁忌品情報入手先は 1 つの業種に限られていないことがわかり、自治体へ統一した情報を発信するためには、業種間での情報の共有化が必要であることがわかった。

表 10 禁忌品の情報入手先が古紙の売却先である自治体の
古紙の売却先割合 (%)

属性		問 6.古紙の売却先						
		件数 (N)	処理業者 一般廃棄物	資源回収業者	(古紙問屋) 古紙業者	協同組合 資源回収	その他	無回答
問 8.禁忌品の情報入手先	全体	952	15.7	35.9	40.7	11.4	6.6	2.0
	古紙の売却先の業者	718	11.8	28.1	36.4	8.5	3.2	0.7

表 11 禁忌品の情報入手先が古紙の収集運搬の委託業者である自治体の
古紙の収集運搬業務先割合 (%)

属性		問 5.古紙の収集運搬業務先						
		件数 (N)	許可業者 (一般廃棄物収集運搬業者)	資源回収業者	(古紙問屋) 古紙業者	協同組合 資源回収	その他	無回答
問 8.禁忌品の情報入手先	全体	952	68.7	18.2	6.7	13.9	11.7	0.7
	古紙の収集運搬の委託業者	329	66.0	26.4	9.4	18.2	5.2	0.3

②古紙に混ぜてはいけいものの掲載有無

問9 住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」（冊子・チラシ）やホームページに、古紙に混ぜてはいけいものを掲載していますか。該当する番号を1つ選んでください。

住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」（冊子・チラシ）やホームページに、古紙に混ぜてはいけいものを掲載している割合は62.7%、掲載していない割合は34.2%であった。

世帯数割合では、掲載している割合が85.0%であり、自治体数割合に比べて高くなった。

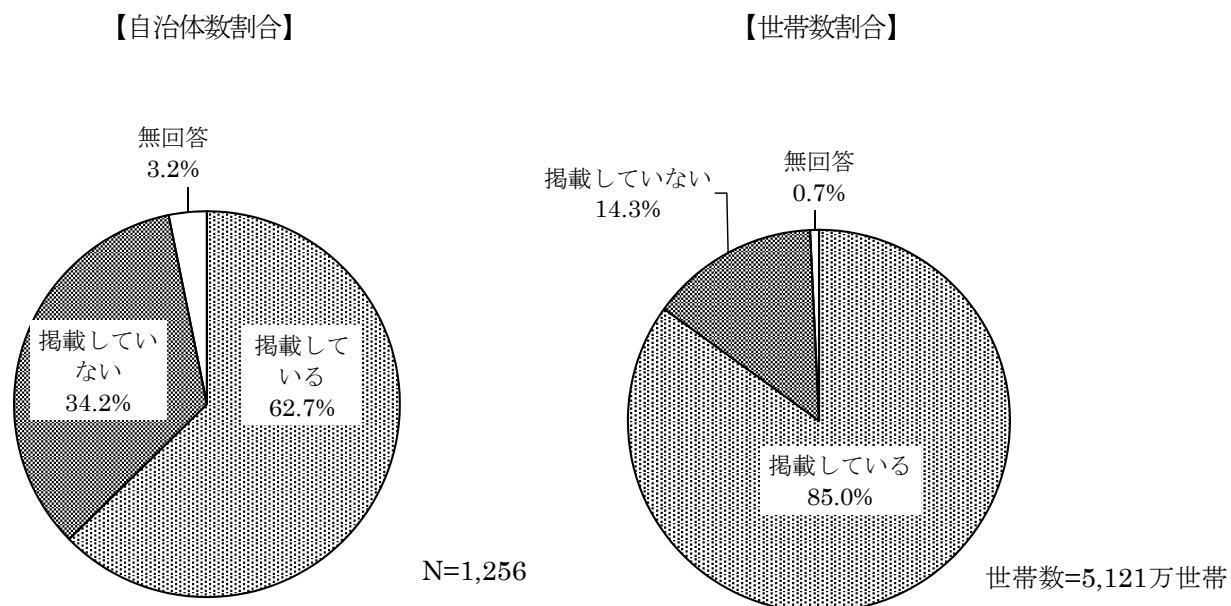


図9 古紙に混ぜてはいけいものの掲載有無

【属性別の傾向】

属性別に古紙に混ぜてはいけないものの掲載有無をみると、「掲載している」の割合は、人口規模別では規模が大きくなるほど高く、地域別では「関東」(72.5%)、「中部」(70.7%)が高かった。

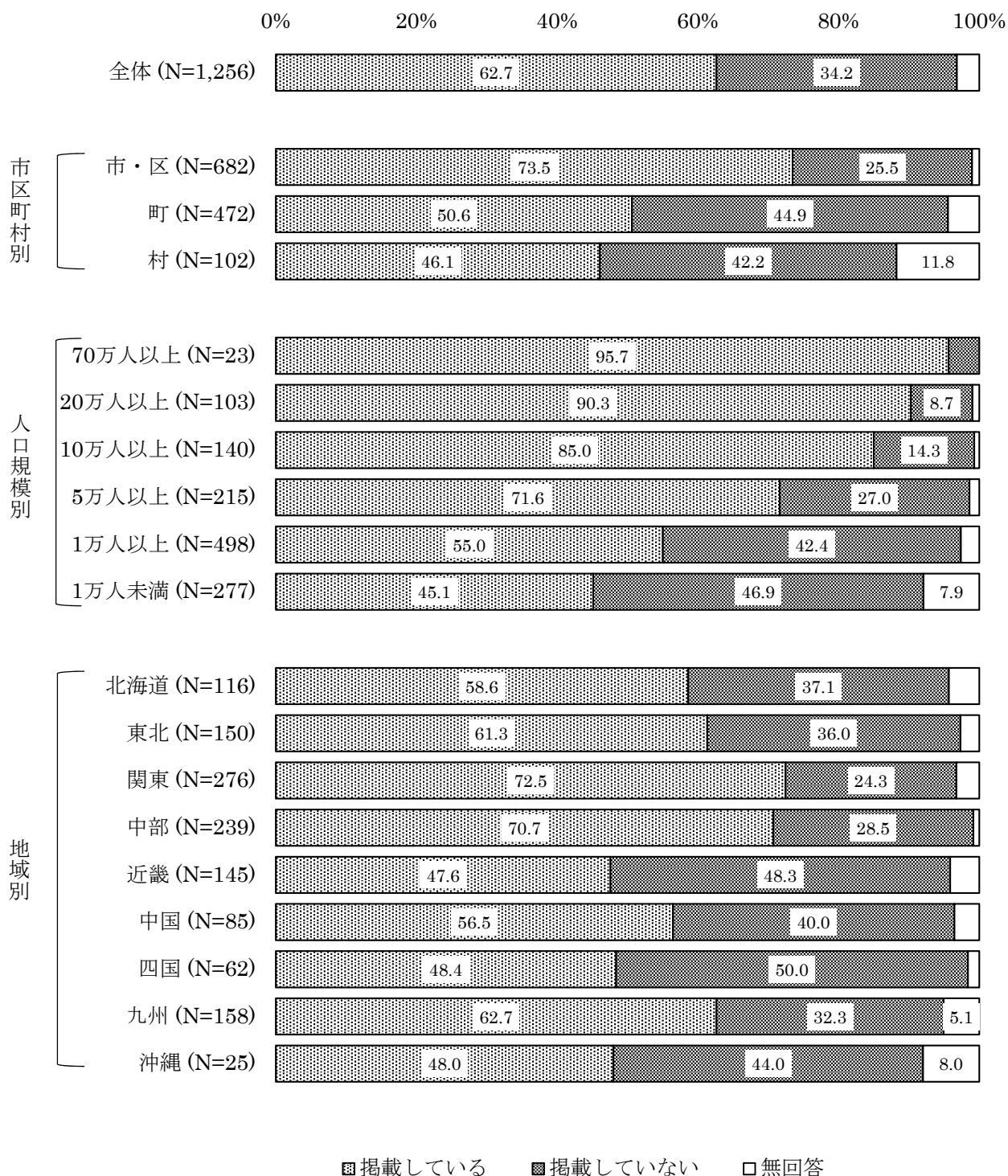


図 10 属性別の古紙に混ぜてはいけないものの掲載有無

③昇華転写紙・感熱性発泡紙の掲載有無

問 10 問 9 で「1 掲載している」を選択した自治体にお伺いします。住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」（冊子・チラシ）やホームページに、古紙に混ぜてはいけないものとして、昇華転写紙（アイロンプリント紙）、感熱性発泡紙は掲載していますか。該当する番号を 1 つ選んでください。

住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」（冊子・チラシ）やホームページに、古紙に混ぜてはいけないものを掲載している 787 自治体のうち、昇華転写紙（アイロンプリント紙）と感熱性発泡紙のどちらも掲載している割合は 20.1%、どちらも掲載していない割合は 53.7%であった。

世帯数割合では、「どちらも掲載している」は 39.2%、「どちらも掲載していない」は 35.8%であった。

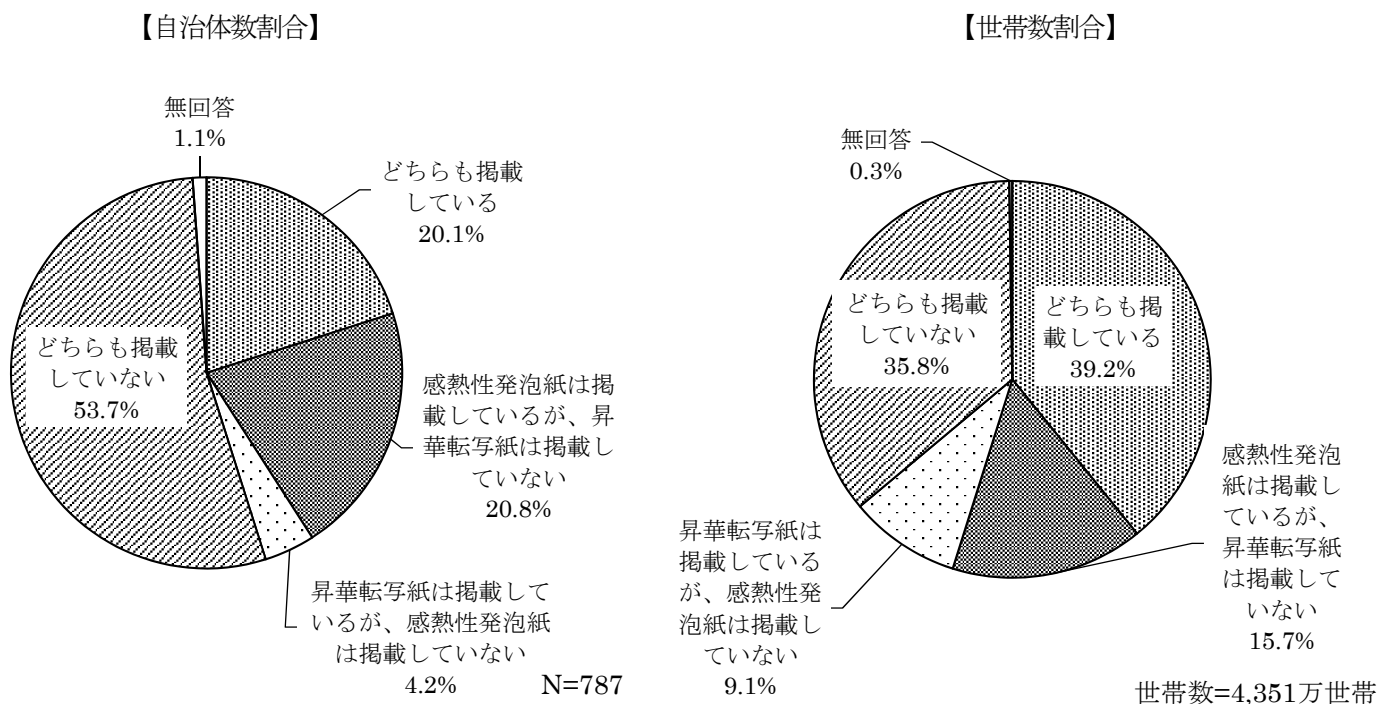


図 11 昇華転写紙・感熱性発泡紙の掲載有無

【属性別の傾向】

属性別に古紙に混ぜてはいけないものとして、昇華転写紙（アイロンプリント紙）、感熱性発泡紙の掲載有無をみると、「どちらも掲載している」の割合は、人口規模別では規模が大きくなるほど高く、地域別では「関東」（30.5%）で高かった。

「どちらも掲載していない」の割合は、人口規模別では「1万人未満」（70.4%）、「1万人以上」（56.9%）の順で高く、地域別では「北海道」（76.5%）で高かった。

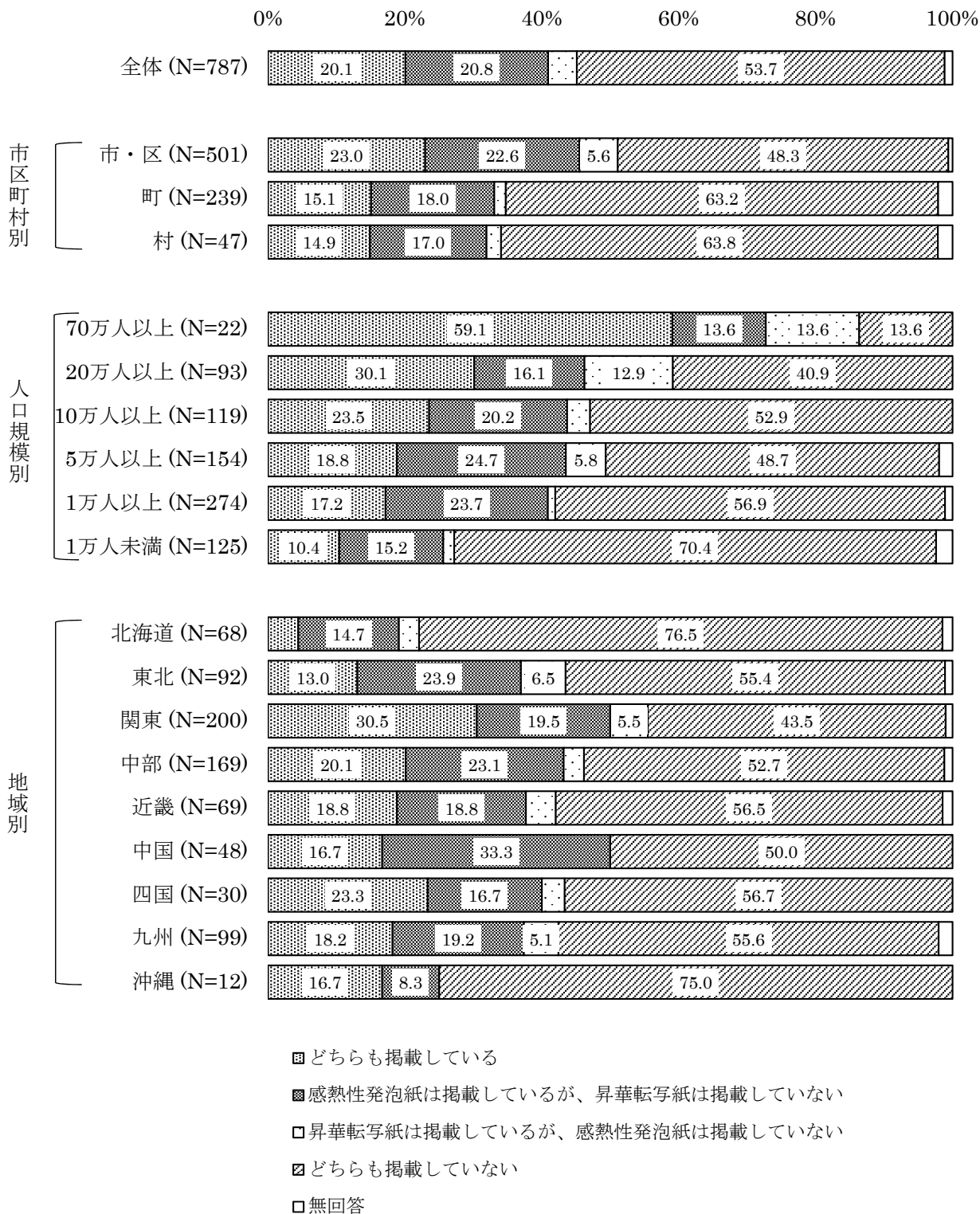


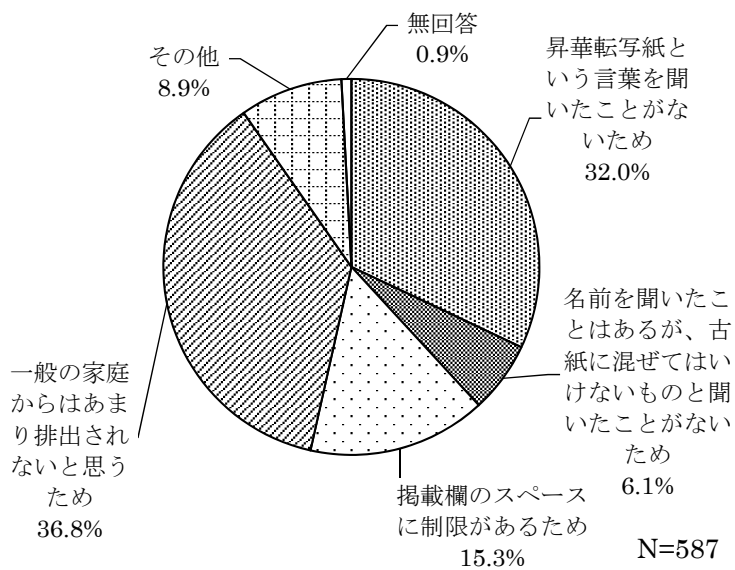
図 12 属性別の昇華転写紙・感熱性発泡紙の掲載有無

④昇華転写紙を掲載していない理由

問 11 問 10 で「2 感熱性発泡紙は～」あるいは「4 どちらも掲載していない」を選択した自治体にお伺いします。
昇華転写紙（アイロンプリント紙）を掲載していない一番の理由は何ですか。該当する番号を 1つ 選んでください。

古紙に混ぜてはいけないものとして昇華転写紙を掲載していない 587 自治体のうち、掲載していない理由として、「一般の家庭からはあまり排出されないと思うため」の割合は 36.8%で最も高く、次いで「昇華転写紙という言葉聞いたことがないため」(32.0%)、「掲載欄のスペースに制限があるため」(15.3%)の順となった。

【自治体数割合】



【世帯数割合】

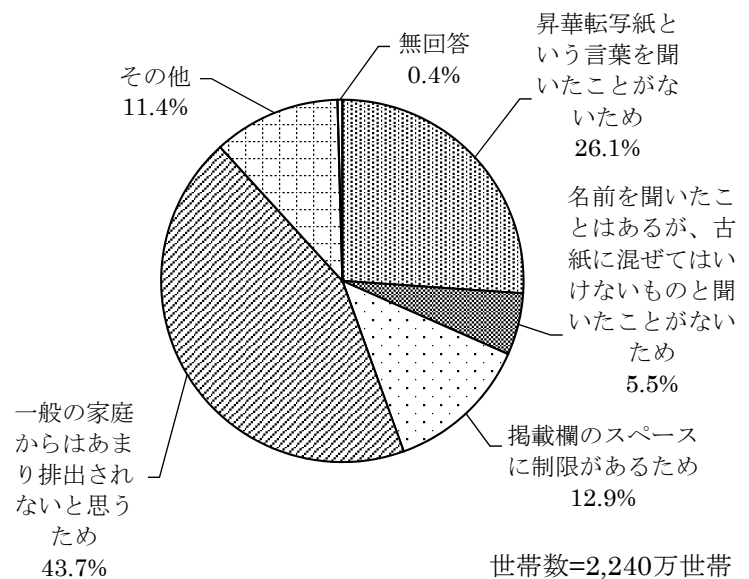


図 13 昇華転写紙を掲載していない理由

【「その他」の主な記述内容】

- 雑誌みを回収していないため：7 件
- 特殊な加工がなされている紙は不可という表現にしている：6 件
- なじみのない言葉であるため：5 件
- 問い合わせや混入が見られないため：5 件
- 掲載を予定している：4 件

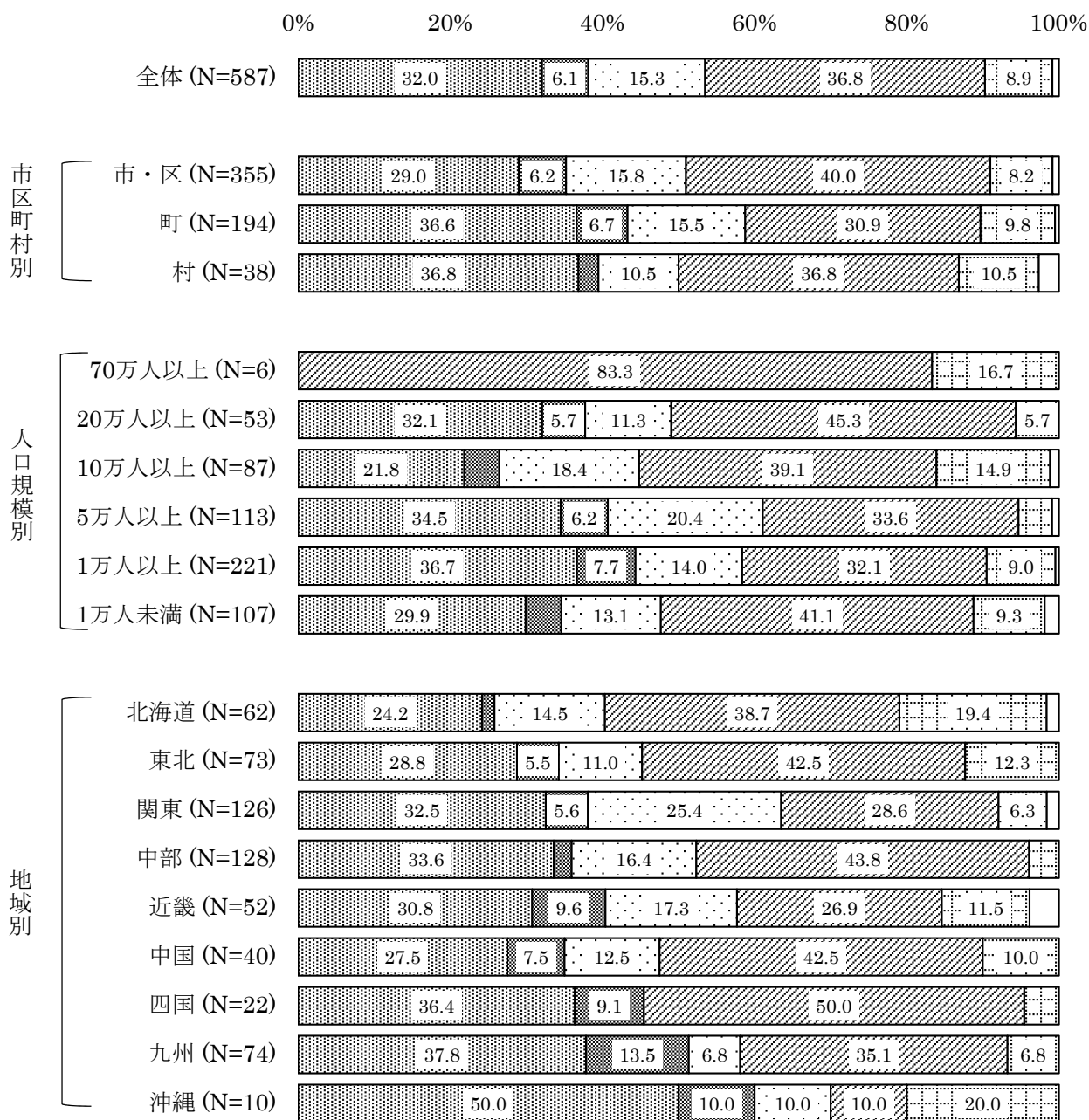
～昇華転写紙について～

昇華転写紙は昇華型の分散染料を含有したインクで印刷された紙である。これが古紙に混入すると、シミなどの品質トラブルが発生する。昇華転写紙はポリエステル繊維等にアイロンで絵柄や文字をプリントできることから雑誌の付録や手芸用の商品として販売されている。また、使用済み転写紙はカバンや靴の詰物（緩衝材）に使用される場合がある（使用後も転写紙にインクが残る）。このように一般の家庭からも排出されることがあるため、当センターは周知徹底のご協力をお願いしている。

【属性別の傾向】

属性別に昇華転写紙（アイロンプリント紙）を掲載していない理由をみると、「一般の家庭からはあまり排出されないと思うため」の割合は、人口規模別では「70 万人以上」（83.3%）が最も高く、次いで「20 万人以上」（45.3%）の順となった。

「昇華転写紙という言葉を知ったことがないため」の割合は、人口規模別では「1 万人以上」（36.7%）、「5 万人以上」（34.5%）の順で高く、地域別では「沖縄」（50.0%）が最も高く、次いで「九州」（37.8%）の順となった。



- ☒ 昇華転写紙という言葉を知ったことがないため
- ☒ 名前を知っているが、古紙に混ぜてはいけないものと聞いたことがないため
- ☐ 掲載欄のスペースに制限があるため
- ☒ 一般の家庭からはあまり排出されないと思うため
- ☐ その他
- ☐ 無回答

図 14 属性別の昇華転写紙を掲載していない理由

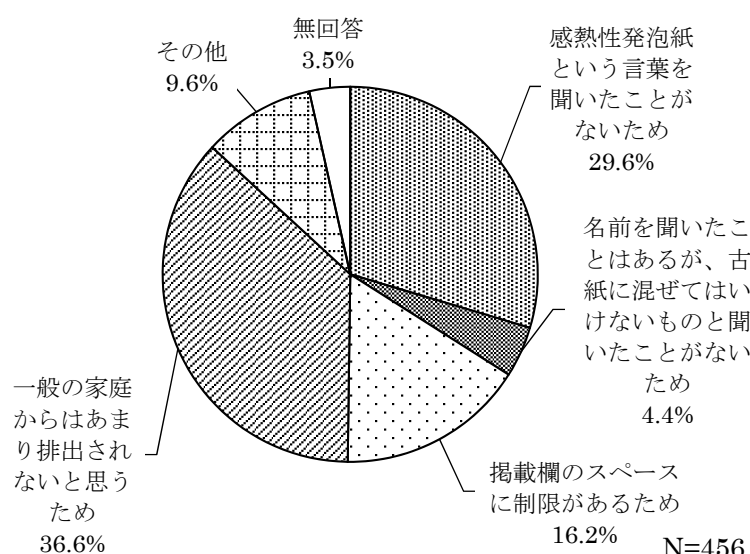
⑤感熱性発泡紙を掲載していない理由

問 12 問 10 で「3 昇華転写紙（アイロンプリント紙）は～」あるいは「4 どちらも掲載していない」を選択した自治体にお伺いします。感熱性発泡紙を掲載していない一番の理由は何ですか。該当する番号を 1 つ選んでください。

古紙に混ぜてはいけないものとして感熱性発泡紙を掲載していない 456 自治体のうち、掲載していない理由として、「一般の家庭からはあまり排出されないと思うため」の割合は 36.6% で最も高く、次いで「感熱性発泡紙という言葉を知ったことがないため」(29.6%)、「掲載欄のスペースに制限があるため」(16.2%) の順となった。

世帯数割合では、「一般の家庭からはあまり排出されないと思うため」(45.8%) が自治体数割合に比べて高くなった。

【自治体数割合】



【世帯数割合】

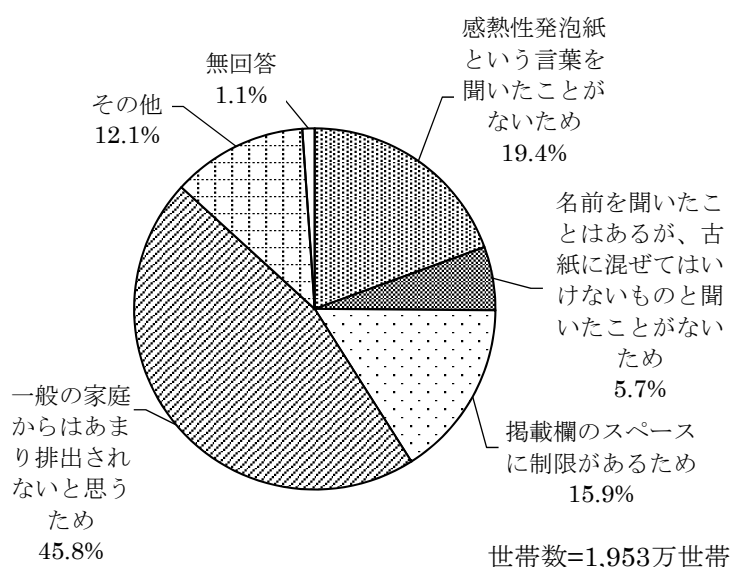


図 15 感熱性発泡紙を掲載していない理由

【「その他」の主な記述内容】

- 雑誌を回収していないため：6 件
- 問い合わせや混入が見られないため：5 件
- 特殊な加工がなされている紙は不可という表現にしている：4 件
- 処理委託事業者等から特に指摘がないため：3 件
- なじみのない言葉であるため：3 件
- 感熱紙としては掲載している：3 件

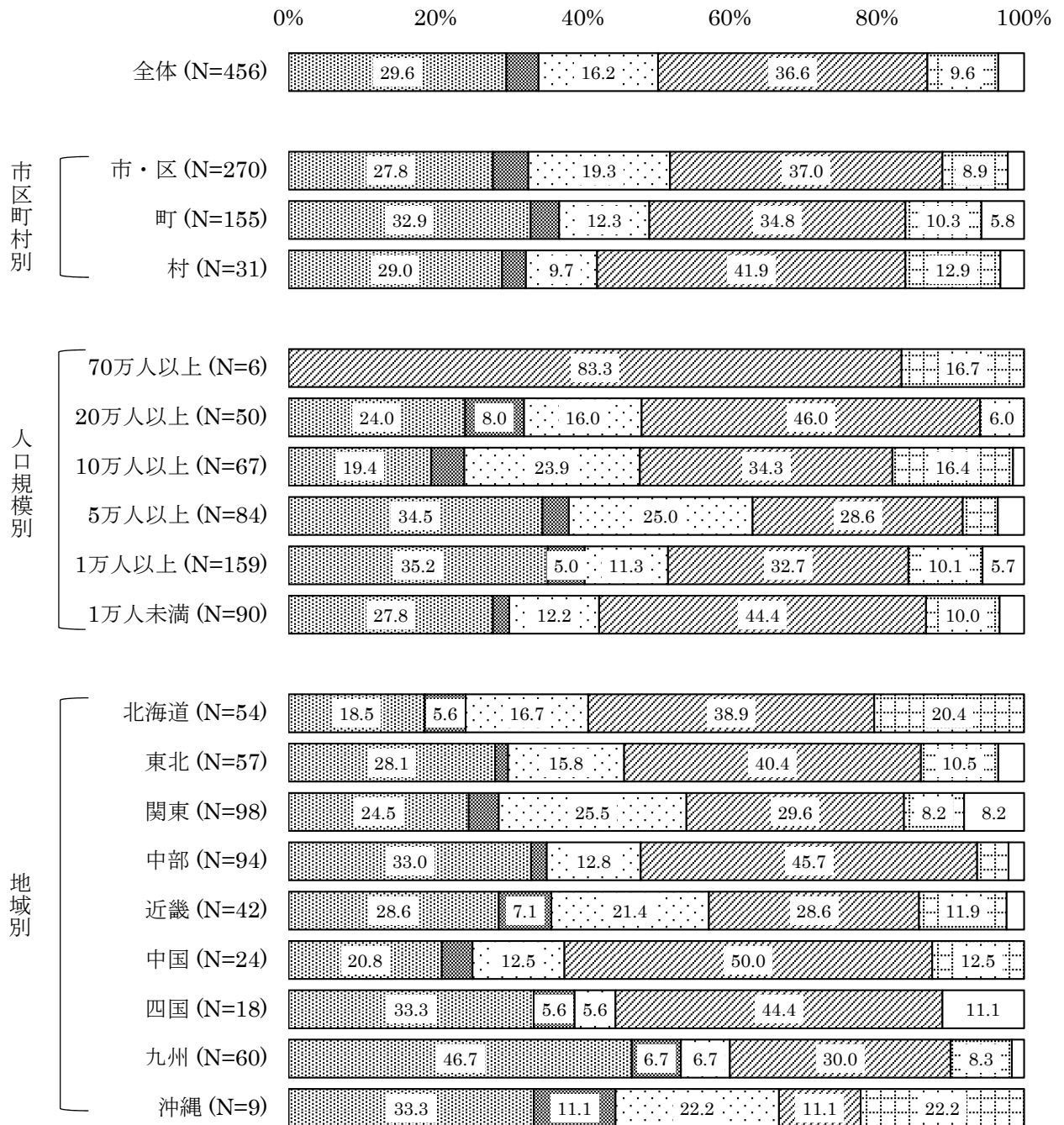
～感熱性発泡紙について～

感熱性発泡紙は紙の上に熱膨張性マイクロカプセルを塗布した紙である。これが古紙に混入すると、凸凹などの品質トラブルが発生する。主に視覚障害者用の点字印刷物に使用されているため、点字印刷物を使用している家庭から排出されることがある。そのため、当センターは周知徹底のご協力をお願いしている。

【属性別の傾向】

属性別に感熱性発泡紙を掲載していない理由をみると、「一般の家庭からはあまり排出されないと思うため」の割合は、人口規模別では「70 万人以上」(83.3%)が最も高く、次いで「20 万人以上」(46.0%)の順となった。

「感熱性発泡紙という言葉を知ることがないため」の割合は、人口規模別では「1 万人以上」(35.2%)、「5 万人以上」(34.5%)で高く、地域別では「九州」(46.7%)で高かった。



- ☒ 感熱性発泡紙という言葉を知ることがないため
- ☒ 名前を知っているが、古紙に混ぜてはいけないものと聞いたことがないため
- ☐ 掲載欄のスペースに制限があるため
- ☒ 一般の家庭からはあまり排出されないと思うため
- ☐ その他
- ☐ 無回答

図 16 属性別の感熱性発泡紙を掲載していない理由

2 資 料 編

平成28年度
地方自治体紙リサイクル施策調査
調査票

- 1 調査の目的 地方自治体の紙リサイクル施策に関する状況を継続的に把握することを目的としています。
- 2 調査の内容 (1) 古紙の回収量について (p.3～p.4)
(2) 古紙の収集運搬について (p.5)
(3) 古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)について (p.6)
(4) ご意見・ご要望等 (p.7)
- 3 調査の対象 東京 23 区及び市町村合計 1,741 自治体の廃棄物(古紙)担当部署
- 4 回答の基準月 平成 28 年 4 月現在の状況でご回答ください。
- 5 回答の返送方法 ご回答の返送方法は以下の 2 通りの方法があります。
(集計作業の都合上、可能な限り①の方法をお願いします)
① URL(<http://www.prpc.or.jp/menu03/cont08.html>)より回答用紙をダウンロードして、回答した用紙を chousa@globalplanning.jp まで返送してください。
*可能な場合、エクセルデータにてお送りください。
*p.2「調査票及び回答用紙のダウンロードの方法」を参照してください。
② 郵送した調査票、又は回答用紙に記入し、同封の返信用封筒(切手不要)にて返送してください。
- 6 お問い合わせ (有)グローバルプランニング 地方自治体紙リサイクル施策調査係
電話：03-5354-5585 e-mail: chousa@globalplanning.jp
- 7 返送先 (有)グローバルプランニング 地方自治体紙リサイクル施策調査係
〒151-0061 東京都渋谷区初台 2-9-14 メイゾン初台 104
電話：03-5354-5585
- 8 提出期限 平成 28 年 8 月 2 6 日 (金)までに返送してください。
- 9 一部事務組合などが古紙回収(資源回収)を実施している自治体の方へ
一部事務組合などが古紙回収(資源回収)を実施しているため状況を把握していない場合は、一部事務組合等にご確認いただき、出来る限りご回答いただくようお願いします。

10 報告書のご送付

ご協力頂いた自治体様へ本調査結果をまとめた報告書を送付しますので、送り先を記入してください。

自治体名		郵便番号	〒
ご住所			
部署名		ご回答者名	
TEL		部署のメールアドレス※	

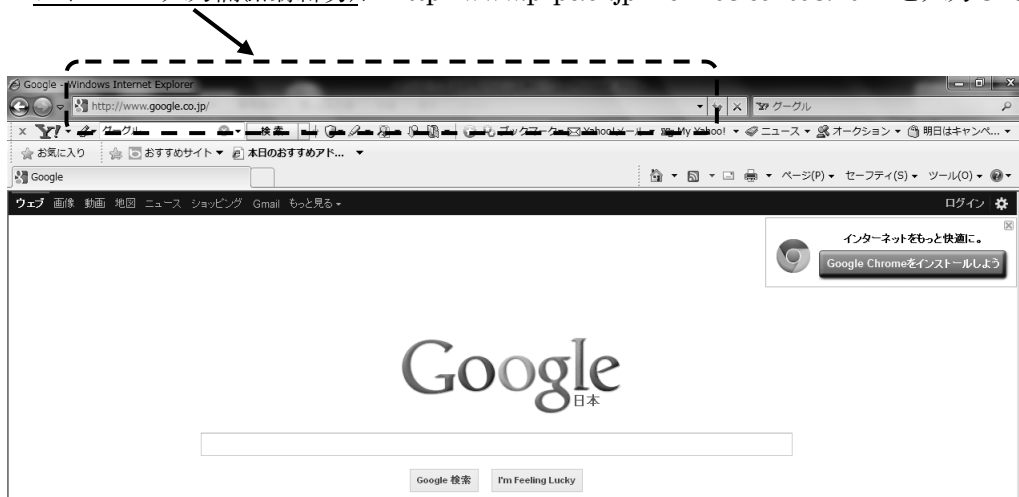
※部署のメールアドレスがない場合は、記入の必要はありません。

*電子メールにて回答を返送される方はご参照ください

調査票及び回答用紙のダウンロードの方法

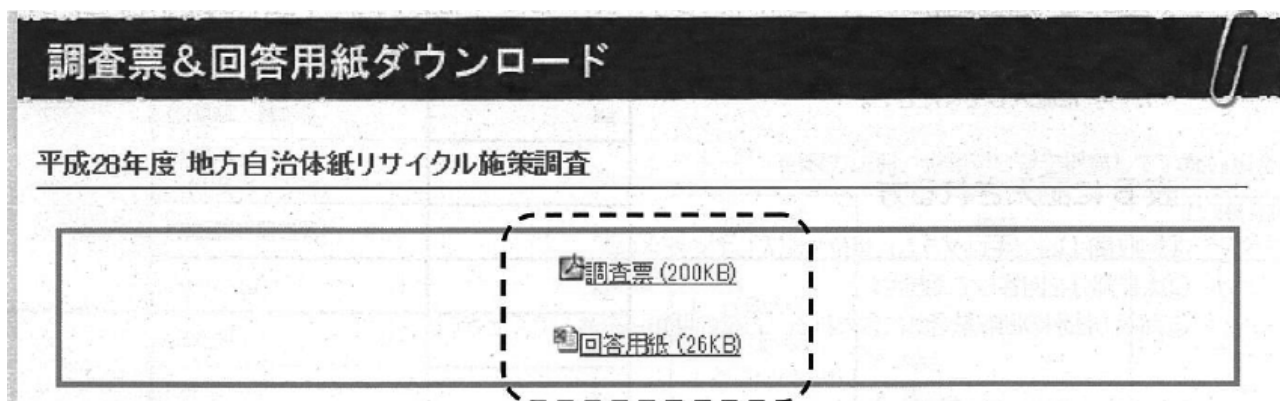
1 アドレスの入力

アドレスの入力欄(点線部分)に <http://www.prpc.or.jp/menu03/cont08.html> と入力して、Enter キーを押します。



2 「調査票」と「回答用紙」をダウンロード

下図の画面が表示されます。「調査票」および「回答用紙」をクリックし、保存場所を指定して電子ファイルをダウンロードすることができます。



3 回答用紙の送付

ご回答いただいた回答用紙は、chousa@globalplanning.jp までご返送ください。

また、調査票、回答用紙データのメールによる入手をご希望の場合は、上記メールアドレス宛に、「調査票希望」と明記の上メールしてください。折り返し、メールにて送付いたします。

※ 各設問において「その他」を選択された場合、()内に具体的内容を記述ください。

(1) 古紙の回収量について

問 1 貴自治体では、古紙を資源物として「行政回収」や「集団回収」、「拠点回収・中間処理施設で選別」などにより回収していますか。該当する番号を 1つ 選んでください。

(注 1) 行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担(直営または委託)で回収する方法。

(注 2) 集団回収：地域の団体(自治会、PTA など)が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

(注 3) 拠点回収・中間処理施設で選別：

公共施設やリサイクルセンター等に回収ボックスを常設し、住民が排出した古紙を回収する方法。

また、廃棄物として排出されたものの中からリサイクル可能な紙類を中間処理施設等で選別して回収する方法。

1 回収している → 問 2 へ

2 回収していない → 問 13 へ

問 2 平成 27 年度に回収された古紙の回収量を記入してください。回収量の把握の仕方によって記入する表が異なります。次ページの表 A、B もしくは C のどちらに回答するかご確認ください。なお、それぞれの回答方法について以下に説明がありますので、ご確認のうえ記入してください。

表 A に記入いただく方・・・回収方法別、種類別に古紙の回収量を把握している場合

表 B に記入いただく方・・・回収方法別には回収量を把握しているが、種類別には把握していない場合

表 C に記入いただく方・・・合計の回収量を把握しているが、回収方法別、種類別には把握していない場合

<回答方法の説明>

表 A に記入される方

- ① 太枠部分を回答してください。
- ② 回収量は kg (キログラム) 単位で記入してください。
- ③ 「雑誌・雑がみ」の区分で回収している場合や「雑誌」と「雑がみ」の重量が別々にでない場合は、種類の(3)「雑誌」、(4)「雑がみ」の欄には記入せず、種類の(5)「雑誌・雑がみ」の欄に記入してください。
- ④ 種類の(7)「紙製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルートでリサイクルされている場合のみ記入し、他の古紙と同様のルートでリサイクルされている場合は、(4)「雑がみ」または(5)「雑誌・雑がみ」に記入してください。

表 B に記入される方

- ① 太枠部分を回答してください。
- ② 回収量は kg (キログラム) 単位で記入してください。
- ③ 回収方法別の回収量合計に含まれる「古紙の種類」を選んでください。

表 C に記入される方

- ① 太枠部分を回答してください。
- ② 回収量は kg (キログラム) 単位で記入してください。
- ③ 回収量合計に該当する「回収方法」および「古紙の種類」を選んでください。

※回答方法が分からない場合は、お問い合わせください。

A：回収方法別、種類別に量を把握している場合

回収方法	種類	回収量 kg (キログラム)
①行政回収	(1)新聞	kg
	(2)段ボール	kg
	(3)雑誌	kg
	(4)雑がみ	kg
	(5)雑誌・雑がみ	kg
	(6)紙パック (牛乳パック等)	kg
	(7)紙製容器包装	kg
	(8)その他()	kg
②集団回収	(1)新聞	kg
	(2)段ボール	kg
	(3)雑誌	kg
	(4)雑がみ	kg
	(5)雑誌・雑がみ	kg
	(6)紙パック (牛乳パック等)	kg
	(7)紙製容器包装	kg
	(8)その他()	kg
③拠点回収・中 間処理施設	(1)新聞	kg
	(2)段ボール	kg
	(3)雑誌	kg
	(4)雑がみ	kg
	(5)雑誌・雑がみ	kg
	(6)紙パック (牛乳パック等)	kg
	(7)紙製容器包装	kg
	(8)その他()	kg
④その他 ()	(1)新聞	kg
	(2)段ボール	kg
	(3)雑誌	kg
	(4)雑がみ	kg
	(5)雑誌・雑がみ	kg
	(6)紙パック (牛乳パック等)	kg
	(7)紙製容器包装	kg
	(8)その他()	kg

B：種類別には量を把握していない場合

回収方法	種類	回収量合計 kg (キログラム)
①行政回収	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他()	kg
②集団回収	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他()	kg
③拠点回収・中 間処理施設	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他()	kg
④その他 ()	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他()	kg

C：回収方法別、種類別に量を把握していない場合

回収方法	種類	回収量合計 kg (キログラム)
1 行政回収 2 集団回収 3 拠点回収・中 間処理施設 4 その他 ()	1 新聞 2 段ボール 3 雑誌 4 雑がみ 5 紙パック(牛乳パック等) 6 紙製容器包装 7 その他()	kg

行政回収を行っている自治体 → 問3へ
行政回収を行っていない自治体 → 問8へ

(2) 古紙の収集運搬について

問3 古紙の行政回収（収集運搬業務）について、該当する番号を 1つ 選んでください。

（注）複数の方法で行っている場合は、収集量の多い方を選んでください。

- 1 直営 → 問4へ
- 2 委託 → 問5へ
- 3 その他（ ） → 問5へ

問4 問3で「1 直営」を選択した自治体にお伺いします。古紙の収集運搬業務先について、該当する番号を 1つ 選んでください。

- 1 清掃事務所
 - 2 一部事務組合
 - 3 その他（ ）
- } 問8へ

問5 問3で「2 委託」または「3 その他」を選択した自治体にお伺いします。古紙の収集運搬業務先について、該当する番号を すべて 選んでください。

- 1 許可業者（一般廃棄物収集運搬業者）
 - 2 資源回収業者
 - 3 古紙業者（古紙問屋）
 - 4 資源回収協同組合
 - 5 その他（ ）
- } 問6へ

問6 古紙の売却先について、該当する番号を すべて 選んでください。

- 1 一般廃棄物処理業者
 - 2 資源回収業者
 - 3 古紙業者（古紙問屋）
 - 4 資源回収協同組合
 - 5 その他（ ）
- } 問7へ

問7 売却先への古紙の引き渡しの状態について、該当する番号を すべて 選んでください。

- 1 回収したままの状態、引き渡している
 - 2 自治体の施設で選別のみを行い、引き渡している
 - 3 自治体の施設で選別加工（梱包）までを行い、引き渡している
 - 4 その他（ ）
- } 問8へ

(3) 古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)について

問 8 古紙に混ぜてはいけないもの(禁忌品)の情報の入手先について、該当する番号をすべて選んでください。

- | | | |
|--------------------|---|-------|
| 1 他自治体 | } | 問 9 へ |
| 2 古紙の収集運搬の委託業者 | | |
| 3 古紙の売却先の業者 | | |
| 4 (公財) 古紙再生促進センター | | |
| 5 古紙問屋の組合 | | |
| 6 その他 () | | |

問 9 住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」(冊子・チラシ)やホームページに、古紙に混ぜてはいけないものを掲載していますか。該当する番号を 1つ 選んでください。

- | | | |
|------------|---|--------|
| 1 掲載している | → | 問 10 へ |
| 2 掲載していない | → | 問 13 へ |

問 10 問 9 で「1 掲載している」を選択した自治体にお伺いします。住民に配布する「ごみ・資源物の手引き」(冊子・チラシ)やホームページに、古紙に混ぜてはいけないものとして、昇華転写紙(アイロンプリント紙)、感熱性発泡紙は掲載していますか。該当する番号を 1つ 選んでください。

- | | | |
|--|---|--------|
| 1 どちらも掲載している | → | 問 13 へ |
| 2 感熱性発泡紙は掲載しているが、昇華転写紙(アイロンプリント紙)は掲載していない | → | 問 11 へ |
| 3 昇華転写紙(アイロンプリント紙)は掲載しているが、感熱性発泡紙は掲載していない | → | 問 12 へ |
| 4 どちらも掲載していない | → | 問 11 へ |

問 11 問 10 で「2 感熱性発泡紙は～」あるいは「4 どちらも掲載していない」を選択した自治体にお伺いします。昇華転写紙(アイロンプリント紙)を掲載していない一番の理由は何ですか。該当する番号を 1つ 選んでください。

- | | | |
|--|---|--|
| 1 昇華転写紙という言葉聞いたことがないため | } | 問 10 で 2 を選択した場合は、問 13 へ
問 10 で 4 を選択した場合は、問 12 へ |
| 2 名前を聞いたことはあるが、古紙に混ぜてはいけないものと聞いたことがないため | | |
| 3 掲載欄のスペースに制限があるため | | |
| 4 一般の家庭からはあまり排出されないと思うため | | |
| 5 その他 () | | |

問 12 問 10 で「3 昇華転写紙(アイロンプリント紙)は～」あるいは「4 どちらも掲載していない」を選択した自治体にお伺いします。感熱性発泡紙を掲載していない一番の理由は何ですか。該当する番号を 1つ 選んでください。

- | | | |
|--|---|--------|
| 1 感熱性発泡紙という言葉聞いたことがないため | } | 問 13 へ |
| 2 名前を聞いたことはあるが、古紙に混ぜてはいけないものと聞いたことがないため | | |
| 3 掲載欄のスペースに制限があるため | | |
| 4 一般の家庭からはあまり排出されないと思うため | | |
| 5 その他 () | | |

問 13 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等がございましたら、以下に記入してください。

質問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

平成 28 年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書

平成 29 年 3 月発行

編集者 公益財団法人 古紙再生促進センター
〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9
新富町ビル
電話 03(3537)6822

本書は当公益財団法人の了解を得ずに無断で転載することのないようにお願いします。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。